



第95号 令和元年7月31日 発行

弁護士法人 けやき法律事務所

発行責任者/弁護士 齊藤 正俊

〒963-8876 福島県郡山市麓山1丁目2番13号 TEL.024-933-0823 FAX.024-934-2644 (http://www.keyaki-law.gr.jp/)

—くらしに憲法を生かそう—

けやき雑感

参議院議員選挙が終わり、

自民・公明の与党が引き続

いて参議院の過半数を占

める議席を確保しました。

しかし、憲法改正の発議に

必要な3分の2を与党だ

けで確保することが出来

ませんでした。

安倍総理は、選挙中から

憲法改正を議論するかどう

かということを声高に主張

してきましたので、今後国

会において改憲に向けた

様々な動きが出てくること

が強く予想されます。

しかし、10月に予定され

ている消費税の増税や年

金問題など国民生活に密

接な政治課題が山積して

いる中で、安倍総理が考え

る憲法改正問題は国民に

とつての優先課題でも何

でもないということをお喚

起したいと思います。

弁護士 齊藤 正俊



摩文仁ヶ丘

平和の礎

平和の火

糸満市摩文仁の平和公園に設置されている「平和の火」は、世界の恒久平和を願い、沖縄戦で米軍が最初に上陸(1945年3月26日)した沖縄県座間味村で採取した火と広島市の「平和の灯」と長崎市の「誓いの火」からの合火。1995年6月23日の「平和の礎」除幕式典において点されました。



(2019年6月23日沖縄慰霊の日にて/樽井 勇治様)

安倍政権が主張する改正案

(現在の9条に9条の2を加える)

- ① 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保障するために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。
- ② 自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。

込まれていないのは、諸外国から「日本が軍事的攻撃をしてくることはない」という最低限の信頼があるからともいえるのです。この信頼が崩れたとき、私たちの生活は大きく変容することが心配されます。

私たちの生活に例えれば、国家が軍隊をもつことは、我々が銃を持つようなものです。皆が「自分の身を守るため」として銃を持つようになったらどうなるでしょうか。そのような銃社会の問題については、すでにアメリカのような前例があります。銃から身を守るための最良の方法が銃を持つことではなかったことと同様に、武力を封じ込めるための最良の方法はより強力な武力を持つことではありません。そのことを私たちは今一度考える必要があります。

現在の憲法(9条)

- ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

Q1 最近ニュースなどで「憲法改正」という言葉を聞くようになりました。憲法については学校で習ったような気がしますが、身近には感じられないような手続が必要なのではないでしょうか。私たちと関係があるのでしょうか。

A1 憲法を変える手続については、実は憲法そのものに定められています。憲法は憲法を変える(増やす)ことや減らすことも含みます(場合によっては、衆議院と参議院の両議院の総議員3分の2以上の賛成で発議することを必要としています。そのうえで国民投票を行い、

Q6 朝鮮や中国、ロシアといった周辺国とのトラブルの報道も多々聞きます。北朝鮮などは実際にミサイルを飛ばしています。これらの国から攻められたら

巻き込まれる恐れがあります。これまでの戦争の多くは、「自国民を守るため」という口実のもとに「侵略戦争」が行われていたということを肝に銘じなければなりません。ひとたび自衛隊が軍事的な活動を行うことになれば、その影響は計り知れません。慎重にも慎重を重ねる必要があります。間違っても日本が戦争に加担するようなことにならないためには、いまの平和憲法(9条)を堅持する必要があるのではないのでしょうか。

Q5 日本が戦争に巻き込まれる恐れがあります。これまでも戦争の多くは、「自国民を守るため」という口実のもとに「侵略戦争」が行われていたということを肝に銘じなければなりません。ひとたび自衛隊が軍事的な活動を行うことになれば、その影響は計り知れません。慎重にも慎重を重ねる必要があります。間違っても日本が戦争に加担するようなことにならないためには、いまの平和憲法(9条)を堅持する必要があるのではないのでしょうか。

Q2 そうなんですかね。憲法改正の話は何年か前から聞くようになってきた気がしますが、いまは憲法を変えなければいけないタイミングなのでしょうか。

A2 現在の憲法は第二次世界大戦終戦後の1947年5月3日の施行後一度も改正されていません。同じ敗戦国のドイツでは60回以上、イタリアでは15回以上も改正されており、アメリカでも6回改正されています。しかし、戦後70年以上にわたり一度も変更されることなく過ごしてきたということは、日本国憲法の偉大さを物語っているともいえます。「他の国も変えているから」「70年たっているから」という単純な理由で改正を目指すのはどうかと思います。変えなくてもいいほど完成度の高い、時代を先取りした日本国憲法を誇りに思い、守り続けるということも必要でしょう。

Q3 9条改正については賛成する人と反対する人がいるようですが、9条を変えることに反対する人たちは何を心配しているのでしょうか。

A3 現在の安倍政権が考えている変更(改正案)には多くの危険性があります。自衛隊という組織が合憲であることを宣言することで、自衛隊という名前のもとで戦争ができる軍隊になってしまう可能性が否定できません。しかも、どの程度の実力組織が許されるのかは憲法ではなく法律で定められることとしており、この法律は国会の多数派が決めることができるものです。すなわち、ときの政権が自由に自衛隊の規模を決めることができることになるのです。また、自衛隊の行動についても法律の定めるところによらずとされており、同様の問題があります。ときの権力者が自由に自衛隊の規模や行動を決めることができ、気付いたときには自衛隊が戦争のできる軍隊と同じ規模になっているという可能性が否定できないのです。自衛隊の行動も無制限に拡大するおそれがあるのです。

Q7 私たちも憲法改正問題について、そして9条の大切さについてしっかりと考えなければなりません。自分には関係ないと思ってしまうが、平和な生活が送れなくなると思うと、とても他人事とは思えなくなってきました。実際に憲法改正手続が始まった場合には、憲法改正の国民投票はどのように行われるのでしょうか。

Q4 もし、安倍首相が憲法に自衛隊が明記されたら、自衛隊は戦争に行かなくてはならぬ

Q6 日本が本当に戦えない国でなければ、日本に武力行使をしてくると、日本が戦争に巻き込まれるのではないのでしょうか。

Q4 もし、安倍首相が憲法に自衛隊が明記されたら、自衛隊は戦争に行かなくてはならぬ

Q4 自衛隊の活動をどのように規制していくのかにもかかわってきますが、さきほどご紹介したような安倍政権の改憲案に基づく、自衛隊の活動は法律で決めることとされており、国会が必要と判断されれば海外の戦争に巻き込まれる恐れは十分に考えられます。たとえば、北朝鮮のミサイルが飛んでくる可能性が高まったとして、「日本国民の安全を守るために必要である」と国会の多数派(そのときの政権を握っている党派)が判断すれば、法律を変えて北朝鮮のミサイル発射基地を攻撃するようなことまで可能になる可能性もあるのです。現在日本は徴兵という制度はありませんが、場合によってはこのような徴兵制が復活することもあり得ないことではないのです。さらに、諸外国からすれば日本がこのような国になつていくことで、「敵」とみなされたり、テロの標的とされる恐れがあるなど、私たちの日常にも大きな影響が及ぶことも考えられます。いま日本が基本的にはテロの標的にもならず戦争にも巻き

A8 投票率の低下の問題については、また機会があればお話ししたいと思います。自分たちの国の在り方を決める大事な一票を大切にしましょうね。

Q8 憲法改正に反対する意思をきちんと示さなければなりませんね。投票に行くとしたら、自分たちの生活のことから頑張って投票しようと思えます。

A7 日本国憲法は、憲法改正のための国民投票は国民投票法で決められています。それによれば、国会で発議されたのち60日以内(180日以内)に国民投票を実施することになります。国民投票では18歳以上の国民に選挙権があり、改正案について「賛成」「反対」のいずれかに丸をつける方法で行われることになっています。この賛成と反対の票の合計が有効票とされ、有効票の半分以上が賛成となった場合に憲法が改正されることとなります。

A4 自衛隊の活動をどのように規制していくのかにもかかわってきますが、さきほどご紹介したような安倍政権の改憲案に基づく、自衛隊の活動は法律で決めることとされており、国会が必要と判断されれば海外の戦争に巻き込まれる恐れは十分に考えられます。たとえば、北朝鮮のミサイルが飛んでくる可能性が高まったとして、「日本国民の安全を守るために必要である」と国会の多数派(そのときの政権を握っている党派)が判断すれば、法律を変えて北朝鮮のミサイル発射基地を攻撃するようなことまで可能になる可能性もあるのです。現在日本は徴兵という制度はありませんが、場合によってはこのような徴兵制が復活することもあり得ないことではないのです。さらに、諸外国からすれば日本がこのような国になつていくことで、「敵」とみなされたり、テロの標的とされる恐れがあるなど、私たちの日常にも大きな影響が及ぶことも考えられます。いま日本が基本的にはテロの標的にもならず戦争にも巻き

A4 自衛隊の活動をどのように規制していくのかにもかかわってきますが、さきほどご紹介したような安倍政権の改憲案に基づく、自衛隊の活動は法律で決めることとされており、国会が必要と判断されれば海外の戦争に巻き込まれる恐れは十分に考えられます。たとえば、北朝鮮のミサイルが飛んでくる可能性が高まったとして、「日本国民の安全を守るために必要である」と国会の多数派(そのときの政権を握っている党派)が判断すれば、法律を変えて北朝鮮のミサイル発射基地を攻撃するようなことまで可能になる可能性もあるのです。現在日本は徴兵という制度はありませんが、場合によってはこのような徴兵制が復活することもあり得ないことではないのです。さらに、諸外国からすれば日本がこのような国になつていくことで、「敵」とみなされたり、テロの標的とされる恐れがあるなど、私たちの日常にも大きな影響が及ぶことも考えられます。いま日本が基本的にはテロの標的にもならず戦争にも巻き



COLUMN

最終回

「債権法改正」

「保証」のルールが変わります!

「保証」とは、ある人がある人に対して金銭の支払いなどの義務を負っている場合、その義務が果たされない事態に備えて、第三者(保証人)がその義務を代わりに果たすことを約束する契約のことです。例えば、住宅ローンを組む際や、アパートを借りる際、病院へ入院する際など、日常生活の中でも多くの場面で保証契約が結ばれます。

この保証契約のうち、根保証契約と呼ばれる契約(一定期間の間に発生する一切の支払義務について保証する契約)のルールが変わります。これまでのルールの下では、例えば、アパートの賃貸借契約の保証人は、借主が長期間家賃を滞納した場合に、貸主から多額の滞納家賃の請求を突如として受けるなど、保証人が思いがけない負担を負うことがありました。

そこで、今回の債権法改正によって、すべての根保証契約について、①保証人が責任を負う限度額(これを「極度額」といいます)を契約締結時に定めておくこと、②極度額の定めは契約書等の書面に記載しておくこと、③これらのルールが守られていない場合、根保証契約は無効となること、がルールとして定められました。

これによって、保証人は自分がどの程度の責任を負う可能性があるのかを予測した上で、契約を締結するか否かを慎重に判断できることになり、保証人の保護が図られています。

保証に関しては、他にも保証人の保護に関する改正が行われています。新しい債権法は、2020年4月から施行されます。

弁護士 長谷川 啓



第40回

「憲法を考える郡山市民のつどい」を開催しました

去る4月26日、郡山市労働福祉会館大ホールにて、憲法を考える郡山市民のつどいを開催しました。

今回の「つどい」では、憲法9条の問題について正面から考えることをテーマにし、市民による「模擬国民投票」の様子を記録したドキュメンタリー映画「憲法九条・国民投票」を上映しました。映画では、9条の改正の是非や改正の内容などについて異なる立場の老若男女14人が、政治家や学者の発表を聞いた後自分たちで議論し、最終的に自分の立場を決断して投票するまでの2日間の様子が描かれました。

当日は、100名以上のおみなさんにご来場いただき、熱心にご覧いただきました。この問題について私たち自



身が自分の問題として考えるための機会になったのではないかと思います。

実行委員会では、来年の開催に向けて企画の検討などの準備をすでにはじめています。今後も、幅広い市民の方に憲法について身近に考えていただけるような催しとして開催していきたいと考えておりますのでご支援ください。

弁護士 渡邊 純



弁護士法人 けやき法律事務所 初回相談料無料

弁護士 安藤 裕規 弁護士 安藤 ヨイ子 所長 弁護士 齊藤 正俊
 弁護士 渡邊 純 弁護士 武村 陽 弁護士 長谷川 啓

TEL.024-933-0823(代表)

■事務所ホームページ 随時更新中

URL <http://www.keyaki-law.gr.jp/>

けやき法律事務所

検索

ホームページから
相談予約の
申込みができます!

24時間受け付けておりますので、詳しくはホームページをご覧ください。



お車での
お越しは

旧国道4号線から文化通りに入って、3つ目の
信号(文化センター西側)を右折



携帯サイトはこちらからどうぞ

※今後、ニュースの発送を希望されない方は、その旨ご連絡ください。